

大口町告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年1月27日

大口町長 鈴木 雅 博

道路の区域変更

路線 番号	路 線 名	新旧	区 間	敷地幅員	延長
5 6	町道 豊三線	旧	御供所二丁目184 番 地先から 豊田三丁目1番地先 まで	15.0~15.0 m	20.9m
		新	御供所二丁目184 番 地先から 豊田三丁目1番地先 まで	15.0~17.0 m	20.9m

